

供給約款等以外の供給条件の認可について

平成24年6月25日
北陸電力株式会社

当社は、経済産業大臣に対して、「再生可能エネルギー発電促進賦課金」の電気料金への適用に関する電気供給約款等の変更の届出を行うとともに、関連する供給約款等以外の供給条件の申請を行っておりました（平成24年6月20日お知らせ済み）が、本日、申請どおりの内容で認可をいただきましたのでお知らせいたします。

以上

添付資料：供給約款等以外の供給条件（需要場所についての特別措置）について

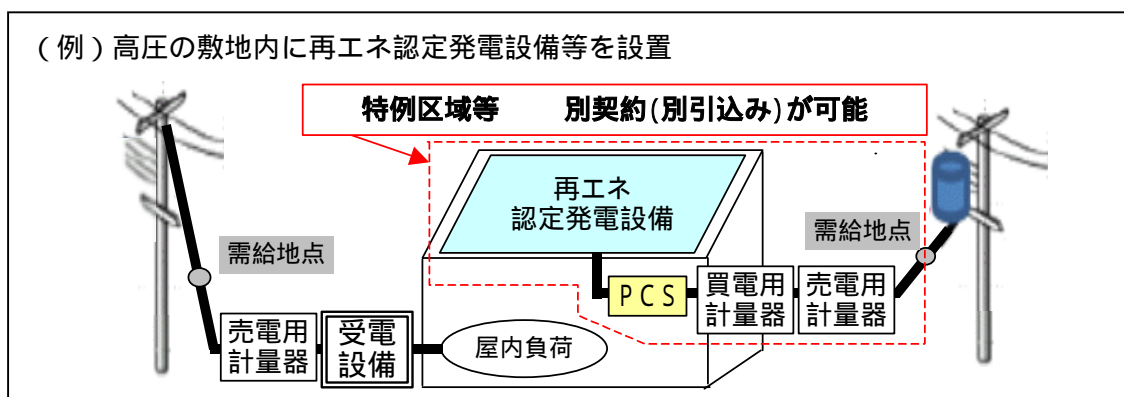
- ・現在実施している「料金についての特別措置（太陽光発電促進付加金）」、「定額電灯および公衆街路灯Aの料金についての特別措置（10W区分の設定）」および「需要場所についての特別措置」
- ・「需要場所についての特別措置」は、適用対象に再エネ認定発電設備等を追加（詳細は添付資料をご覧ください）

供給約款等以外の供給条件（需要場所についての特別措置）について

- ・再生可能エネルギーの固定価格買取制度の開始にあたり、再エネ認定発電設備等¹について、同一敷地内で複数の需給契約（別引込み）が可能となる措置を実施することといたしました。
- ・既に「需要場所についての特別措置」を実施している急速充電設備等²に加え、再エネ認定発電設備等とあわせた措置として、このたび認可申請を行ったものです。

内 容

- ・急速充電設備等または再エネ認定発電設備等を使用される場合、設置される区域または部分（以下、「特例区域等」）を1需要場所とみなすことで、特例区域等について、同一敷地内のそれ以外の区域等とは別契約とし、複数の需給契約を締結いただくことができます。
- ・ただし、本措置は、1敷地につき、急速充電設備等または再エネ認定発電設備等それぞれ1特例区域等に限りませす。
- ・また、必要となる工事費は、お客さまにご負担いただくこととなります。



適用開始日

平成 24 年 7 月 1 日

- 1 「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づく認定発電設備およびその使用に必要な負荷設備（PCS [パワーコンディショナー] 等）
- 2 電気自動車専用急速充電設備およびその使用に必要な負荷設備

以 上